

特定教育・保育施設（幼稚園（新制度園））

指導検査基準

（令和 7 年10月29日適用）

※ 指導検査の実施に当たり、本基準の各規定のほか、東京都が別に定める最新の保育所指導検査基準の関係規定を準用して適用する。

三鷹市子ども政策部保育支援課

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指 導 形 態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の関係通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成26年7月7日三鷹市条例第11号「子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例」	市条例
2	平成27年三鷹市規則第32号「三鷹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認等に関する規則」	市確認規則
3	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	法
4	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	基準
5	平成10年文部科学省告示第174号「幼稚園教育要領」	幼稚園教育要領
6	平成12年年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	虐待防止法
7	令和7年3月21日こ成安第44号、6教参学第51号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第44号通知
8	令和5年5月19日こ成保38、5文化初第483号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知

運 營 管 理 編

目

次

1	一般原則	
(1)	一般原則（運営）	1
2	利用定員に関する基準	
(1)	利用定員	1
3	運営に関する基準	
(1)	内容及び手続の説明及び同意	1
(2)	正当な理由のない提供拒否の禁止等	1
(3)	あっせん、調整及び要請に対する協力	1
(4)	受給資格等の確認	1
(5)	教育・保育給付認定の申請に係る援助	2
(6)	施設型給付費等の額に係る通知等	2
(7)	特定教育・保育に関する評価等	2
(8)	教育・保育給付認定保護者に関する市への通知	2
(9)	運営規程	2
(10)	勤務体制の確保等	3
(11)	定員の遵守	3
(12)	掲示等	3
(13)	秘密保持等	3
(14)	情報の提供等	3
(15)	利益供与等の禁止	4
(16)	苦情解決	4
(17)	地域との連携等	4
(18)	記録の整備	4
(19)	電磁的記録等	5
4	確認事項の変更	
(1)	確認事項の変更申請・届出	5

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 一般原則					
(1) 一般原則(運営)	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	1 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うよう務めているか。 2 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。	(1) 市条例第5条 (2) 虐待防止法第3条	(1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うよう務めていない。 (2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めていない。	C C
2 利用定員に関する基準					
(1) 利用定員	特定教育・保育施設は、次に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分	1 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めているか。	(1) 市条例第5条	(1) 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めていない。	C
3 運営に関する基準					
(1) 内容及び手続の説明及び同意	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、基準第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	1 利用申込者に対し、重要事項説明書を交付して説明を行っているか。 2 特定教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	(1) 市条例第5条	(1) 利用申込者に対し、重要事項説明書を交付して説明を行っていない。 (2) 重要事項説明書の内容が不十分である。 (3) 特定教育・保育の提供の開始について、利用申込者の同意を得ていない。	C B C
(2) 正当な理由のない提供拒否の禁止等	1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定教育・保育施設は、利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 基準第6条第2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示したうえで、当該選考を行わなければならない。 4 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等適切な措置を速やかに講じなければならない。	1 正当な理由がなく、保護者からの利用の申込みを拒んでいないか。 1 1号認定子どもの利用定員を超える場合に、公正な方法により選考を行っているか。 1 選考の方法をあらかじめ明示したうえで、選考を行っているか。 1 自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合に、施設又は事業を紹介する等適切な措置を速やかに講じているか。	(1) 市条例第5条 (1) 市条例第5条 (2) 法第33条 (1) 市条例第5条 (2) 法第33条 (1) 市条例第5条	(1) 正当な理由がなく、保護者からの利用の申込みを拒んでいる。 (1) 1号認定子どもの利用定員を超える場合に、公正な方法により選考を行っていない。 (1) 選考の方法をあらかじめ明示したうえで、選考を行っていない。 (1) 自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合に、施設又は事業を紹介する等適切な措置を速やかに講じていない。	C C C C
(3) あっせん、調整及び要請に対する協力	特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	(1) 市条例第5条	(1) 市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力していない。	C
(4) 受給資格等の確認	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。	1 支給認定証によって、受給資格等の確認をしているか。	(1) 市条例第5条	(1) 支給認定証によって、受給資格等の確認をしていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 教育・保育給付認定の申請に係る援助	1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。	1 教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 2 教育・保育給付認定の変更の認定の申請が有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。	(1) 市条例第5条 (1) 市条例第5条	(1) 教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行っていない。 (1) 教育・保育給付認定の変更の認定の申請が有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っていない。	C C
(6) 施設型給付費等の額に係る通知等	1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型保育給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、基準第13条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。	1 法定代理受領により支給を受けた施設型給付費の額を教育・保育給付認定保護者に対して通知しているか。 2 特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しているか。	(1) 市条例第5条 (1) 市条例第5条	(1) 法定代理受領により支給を受けた施設型給付費の額を教育・保育給付認定保護者に対して通知していない。 (1) 特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付していない。	C C
(7) 特定教育・保育に関する評価等	特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	2 第三者評価を受けて、その結果を公表し、改善を図るよう努めているか。	(1) 市条例第5条	(1) 第三者評価を受けて、その結果を公表し、改善を図るよう努めていない。	C
(8) 教育・保育給付認定保護者に関する市への通知	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他の不正の行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市に通知しなければならない。	1 保護者が偽りその他の不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。	(1) 市条例第5条	(1) 保護者が偽りその他の不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していない。	C
(9) 運営規程	1 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 (5) 教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	1 運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	(1) 市条例第5条	(1) 運営についての重要事項に関する規程を定めていない。 (2) 運営についての重要事項に関する規程の内容が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(10) 勤務体制の確保等	1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	1 職員の勤務体制を定めているか。 2 特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育を提供しているか。 3 研修の機会が確保されているか。	(1) 市条例第5条 (1) 市条例第5条 (1) 市条例第5条 (2) 保育所保育指針第5章3、4	(1) 職員の勤務体制を定めていない。 (1) 特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育を提供していない。 (1) 研修の機会を確保していない。	C C C
(11) 定員の遵守	特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	1 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。	(1) 市条例第5条	(1) 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っている。	C
(12) 掲示等	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。	1 運営規程等の重要事項を掲示しているか。	(1) 市条例第5条	(1) 運営規程等の重要事項を掲示していない。 (2) 運営規程等の重要事項を自動公衆送信により公衆の閲覧に供していない。 (3) 運営規程等の重要事項の掲示が不十分である。 (4) 運営規程等の重要事項の自動公衆送信による公衆の閲覧が不十分である。	C C B B
(13) 秘密保持等	1 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 <必要な措置(例)> ・ 規程等の整備 ・ 雇用等の取り決め 等 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	1 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 2 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 3 利用者の情報を提供する際に、あらかじめ文書により保護者の同意を得ているか。	(1) 市条例第5条 (1) 市条例第5条 (1) 市条例第5条	(1) 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしている。 (1) 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。 (2) 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が不十分である。 (1) 利用者の情報を提供する際に、あらかじめ文書により保護者の同意を得ていない。	C C B C
(14) 情報の提供等	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	1 利用しようとする保護者に対し、特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 2 広告をする内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	(1) 市条例第5条 (1) 市条例第5条	(1) 利用しようとする保護者に対し、特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めていない。 (1) 広告をする内容を虚偽のもの又は誇大なものとしている。	C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(15) 利益供与等の禁止	1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（以下「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	1 利用者又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 2 利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	(1) 市条例第5条 (1) 市条例第5条	(1) 利用者又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与している。 (1) 利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受している。	C C
(16) 苦情解決	1 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、基準第30条第4項の改善の内容を市に報告しなければならない。	1 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 2 苦情の内容等を記録しているか。 3 苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めているか。 4 市が行う報告・提出・提示の命令又は市の職員からの質問・検査に応じているか。 5 利用者等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 6 市が求めた改善の内容を報告しているか。	(1) 市条例第5条 (1) 市条例第5条 (1) 市条例第5条 (1) 市条例第5条 (1) 市条例第5条 (1) 市条例第5条	(1) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。 (2) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置が不十分である。 (1) 苦情の内容等を記録していない。 (2) 苦情の内容等の記録が不十分である。 (1) 苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めていない。 (1) 市が行う報告・提出・提示の命令又は市の職員からの質問・検査に応じていない。 (2) 利用者等からの苦情に関して市が行う調査に協力していない。 (3) 市からの指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。 (1) 市が求めた改善の内容を報告していない。	C B C B C C C C
(17) 地域との連携等	特定教育・保育施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 地域との交流に努めているか。	(1) 市条例第5条	(1) 地域との交流に努めていない。	C
(18) 記録の整備	特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	(1) 市条例第5条	(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(19) 電磁的記録等	1 特定教育・保育施設は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、基準の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。 また、基準の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項を基準第62条第2項に掲げる方法(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。 電磁的方法により記載事項を提供するときは、あらかじめ、当該教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 電磁的方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの (2) ファイルへの記録の方法 2 基準第62条第4項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、書面等の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び同条同項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。	1 電磁的方法により書面等を提供することについて、保護者に対し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 2 保護者から電磁的方法による書面等の提供を受けない旨の申出があったにも関わらず、重要事項を電磁的方法により提供していないか。	(1) 市条例第5条 (1) 市条例第5条	(1) 電磁的方法により書面等を提供することについて、保護者に対し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。 (1) 保護者から電磁的方法による書面等の提供を受けない旨の申出があったにも関わらず、重要事項を電磁的方法により提供している。	C C
4 確認事項の変更					
(1) 確認事項の変更申請・届出	1 特定教育・保育施設の設置者は、確認事項に変更があったときは、市長に申請又は届け出なければならない。 <届出の必要な確認事項> ① 施設の名称、教育・保育施設の種類及び所在地 ② 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④ 建物の構造概要及び図面並びに設備の概要 ⑤ 施設の管理者の氏名、生年月日、住所 ⑥ 運営規程 ⑦ 施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項 ⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所 ⑨ 利用定員の変更(増加以外) <申請の必要な確認事項> ① 利用定員の増加	1 確認事項の変更を申請又は届け出ているか。	(1) 市確認規則第2～4条 (2) 法第32条、第35条 (3) 法施行規則第31条、第33条、第35条	(1) 確認事項の変更を申請又は届け出ているか。	C

教 育 内 容 編

目

次

1	一般原則	
(1)	一般原則（教育）・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	教育の状況	
(1)	心身の状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2)	小学校等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(3)	教育・保育の提供の記録・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(4)	特定教育・保育の取扱方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(5)	教育内容の自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(6)	差別の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(7)	虐待等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	健康・安全の状態	
(1)	保健計画・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2)	幼児健康診断・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(3)	相談及び援助・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(4)	緊急時等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(5)	事故発生の防止及び発生時の対応・・・・・・・・	3
4	記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	3

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 一般原則					
(1) 一般原則(教育)	1 特定教育・保育施設は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めなければならない。 3 特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	1 良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育の提供を行っているか。 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立って特定教育・保育を提供するように努めているか。 3 地域及び家庭との密接な連携に努めているか。	(1) 市条例第5条 (1) 市条例第5条 (2) 法第33条 (1) 市条例第5条 (2) 法第33条	(1) 良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育の提供を行っていない。 (1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立って特定教育・保育を提供するように努めていない。 (1) 地域及び家庭との密接な連携に努めていない。	C C C
2 教育に関する基準					
(1) 心身の状況等の把握	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育の給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	1 利用者の心身の状況等の把握に努めているか。	(1) 市条例第5条	(1) 利用者の心身の状況等の把握に努めていない。	C
ア 教育課程の編成	教育課程は、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに幼児教育要領の示すところに従い、幼児の発達過程を踏まえ、教育のねらいが総合的に達成されるよう編成されなければならない。 また、地域の実態、幼児や家庭の状況などを考慮し、幼児の育ちに関する長期的見通しを持って、幼児の生活及び発達の連続性に留意し、創意工夫を生かし編成されなければならない。	1 教育課程を作成しているか。	(1) 市条例第5条 (2) 幼稚園教育要領第1章第3	(1) 教育課程を作成していない。	C
(2) 小学校等との連携	就学に際しては、区市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料(幼稚園幼児指導要録)が幼稚園から小学校へ送付されるようにすることに留意しなければならない。	1 幼児の就学に際し、幼児の育ちを支えるための資料が幼稚園から小学校へ送付されているか。	(1) 市条例第5条 (2) 学校教育法施行規則第24条、第28条 (3) 幼稚園教育要領第1章第3	(1) 資料が幼稚園から小学校へ送付されていない。	C
(3) 教育・保育の提供の記録	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。	(1) 市条例第5条	(1) 提供日、内容その他必要な事項を記録していない。 (2) 提供日、内容その他必要な事項の記録が不十分である。	C B
(4) 特定教育・保育の取扱方針	特定教育・保育施設は、施設の区分に応じて、それぞれに定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	1 幼稚園教育要領に基づき、特定教育・保育の提供を適切に行っているか。	(1) 市条例第5条	(1) 幼稚園教育要領に基づき、特定教育・保育の提供を適切に行っていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ア 指導計画の作成	1 指導計画の作成にあたっては、家庭に基づき、幼児の生活や発達を見通した年、学期、月などの長期的な指導計画と、それと関連しながら、より具体的な幼児の日々の生活に即した週又は日などの短期的な指導計画を作成して、適切な指導が行われるようにすること。 2 指導計画の作成にあたっては、幼児一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえ、発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、幼児の実態に即した具体的なねらい及び内容を設定することに留意しなければならない。 また、具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を構成し、幼児が主体的に活動できるようにすることに留意しなければならない。	1 長期的な指導計画を作成しているか。 2 短期的な指導計画を作成しているか。	(1) 市条例第5条 (2) 幼稚園教育要領第1章第4	(1) 長期的な指導計画を作成していない。 。 (2) 長期的な指導計画の内容が不十分である。 (3) 短期的な指導計画を作成していない。 。 (4) 短期的な指導計画の内容が不十分である。	C B C
イ 作成上の留意事項 (7) 発達過程に応じた保育	指導計画の作成にあたっては、次の事項に留意しなければならない。 (1) 障がいのある幼児の指導については、幼児の発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下、他の幼児との生活を通して共に成長できるよう指導計画の中に位置づけ、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。 また、幼児の発達状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず柔軟に保育したり、職員の連絡体制の中で個別に関わりが十分に行えるようにすること。 (2) 家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら適切に対応することや、専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。	1 障がいのある幼児の指導について、発達過程や障がいの状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適切に対応しているか。 2 障がいのある幼児の指導について、家庭や専門機関と連携し、適切に対応しているか。	(1) 市条例第5条 (2) 幼稚園教育要領第1章第5	(1) 障がいのある幼児の指導について、指導計画に位置づけていない。 (2) 障がいのある幼児の指導について、指導計画への位置づけが不十分である。 (3) 障がいのある幼児の指導について、家庭や専門機関との連携がない。 (4) 障がいのある幼児の指導について、家庭や専門機関との連携が不十分である。	C B C B
(イ) 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動などの留意事項	地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮し、計画を作成するようにすること。その際、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な経験ができるようにすること。	1 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成しているか。	(1) 幼稚園教育要領第3章第1	(1) 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成していない。	C
(5) 教育内容の自己評価	特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	1 提供する教育の質の自己評価を行い、改善を行っているか。	(1) 市条例第5条	(1) 提供する教育の質の自己評価を行い、改善を行っていない。	C
(6) 差別の禁止	特定教育・保育施設においては、教育・保育給付 認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 利用者の国籍、信条、社会的身分又は費用負担によって、差別的取扱いをしていないか。	(1) 市条例第5条	(1) 利用者の国籍、信条、社会的身分又は費用負担によって、差別的取扱いをしている。	C
(7) 虐待等の禁止	特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	1 利用者の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 市条例第5条 (2) 児童福祉法第33条の10各号	(1) 利用者の心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
3 健康・安全の状態					
(1) 保健計画	教育・保育給付認定子どもの心身の健康の保持増進を図るため、教育・保育給付認定子どもの健康診断、環境衛生検査、教育・保育給付認定子ども 等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。	1 保健計画を 策定し、一人一人の幼児の健康の増進に努めているか。	(1) 市条例第5条 (2) 学校保健安全法第5条	(1) 保健計画を 策定し、一人一人の幼児の健康の増進に努めていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 幼児健康診断	幼稚園においては、毎学年、6月30日までに 教育・保育給付認定子どもの健康診断を行わなければならない。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることができなかった者に対しては、その事由のなくなった後速やかに健康診断を行うものとする。	1 健康診断を毎学年、定期的に行っているか。 2 実施時期・方法等は適切か。 3 記録はあるか。	(1) 市条例第5条 (2) 学校教育法施行規則第28条 (3) 学校保健安全法第9条、第13条 (4) 学校保健安全法施行規則第5条、第6条、第9条、第17条	(1) 健康診断を毎学年、定期的に行っていない。 (2) 実施時期・方法等が不適切である。 (3) 幼児の健康診断の実施状況とその結果を個人別に整理記録していない。 (4) 健康診断記録が不十分である。 (5) 保護者と連絡をとっていない。	C B C B C
(3) 相談及び援助	常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている状況等の的確な把握に努め、幼児又はその保護者に対し、適切に相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。	4 保護者と健康診断結果について連絡をとっているか。			
(4) 緊急時等の対応	保護者からの情報とともに、登園時及び保育中を通じて子どもの状態等を観察し、教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。 2 日々の健康状態 等を観察しているか。 3 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。 4 急な病気への対応を適正に行っているか。	(1) 市条例第5条	(1) 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない。 (2) 入所間の既往歴及び予防接種等の状況の把握が不十分である。 (3) 日々の健康状態等を観察していない。 (4) 日々の健康状態等の観察が不十分である。 (5) 保護者と連絡をとっていない。 (6) 保護者との連絡が不十分である。 (7) 急な病気等への対処を適正に行っていない。	C B C B C B C
(5) 事故発生の防止及び発生時の対応	1 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、基準第33条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	1 事故の発生又はその再発を防止するための必要な措置が講じられているか。 2 事故発生時に、市、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 3 事故の状況及び処置について記録しているか。 4 損害賠償を速やかに行っているか。	(1) 市条例第5条 (1) 市条例第5条 (2) ご成安第44号通知 (1) 市条例第5条 (1) 市条例第5条	(1) 事故の発生又はその再発を防止するための必要な措置が講じられていない。 (2) 事故発生又はその再発を防止するための必要な措置が不十分である。 (1) 事故発生時に、市、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていない。 (1) 事故の状況及び処置について記録していない。 (1) 損害賠償を速やかに行っていない。	C B C C C
4 記録の整備	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 特定教育・保育の提供に当たった計画 (2) 特定教育・保育の提供の記録 (3) 市町村への通知に係る記録 (4) 苦情の内容等の記録 (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	1 特定教育・保育の提供に関する記録を整備しているか。 2 特定教育・保育の提供に関する記録を5年間保存しているか。	(1) 市条例第5条	(1) 特定教育・保育の提供に関する記録を整備していない。 (2) 特定教育・保育の提供に関する記録を5年間保存していない。	C C

編 理 経 計 会

目

次

1	利用者負担額の基準	
(1)	利用者負担額等の受領	1
(2)	会計の区分	1
(3)	記録の整備	1
2	公定価格に関する基準	
(1)	公定価格に関する基準	2

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
2 公定価格に関する基準					
(1) 公定価格に関する基準	1 公定価格の基本分単価に含まれる職員構成を充足すること。 2 特定教育・保育施設は公定価格における各加算について、適正に認定を受け、かつ請求しなければならない。	1 職員構成は適正か。 2 公定価格における加算が適正であるか。	(1) 留意事項通知	(1) 充足すべき職員数を充足していない。 (2) 公定価格における加算が適正でない。	C C